



# 議会だより



びくに保育所ハロウィン（10月31日）

## — 内 容 —

### ◇令和元年第3回積丹町議会定例会

#### 一般質問

- ふるさと納税について…………… 2～6
- 町営住宅入居要件である連帯保証人について
- 孤独死の防止対策について…………… 6～8
- 積丹町に現存する「モノ」の有効活用について…………… 9～15
- 外国人観光客への対応策について

### ◇議員活動

- 積丹町議会議員道外視察研修…………… 15～16
- 後志町村議会議員研修会…………… 16
- ◇議会の主なる動き…………… 17
- ◇議会一口メモ…………… 17
- ◇積丹町議会・委員会出席状況…………… 18
- ◇編集後記…………… 18

# 令和元年第3回積丹町議会定例会

令和元年第3回積丹町議会定例会が9月24日に招集され、報告1件、議案10件、意見案1件が審議され、同月25日に閉会しました。

## 一般質問

記載の一般質問は要約しています。

### ◎ふるさと納税について ◎町営住宅入居要件である連帯保証人について

笹山 よしはる 議員



1点目のふるさと納税について、『ふるさと納税で「地方創生」日本を元気に!』と第1次安倍政権で掲げられた政策と記憶していますが、地方で生まれ育ち都会に出た方は、育ててくれた、支えてく

れた一人前にしてくれたふるさとへ、誰でも恩返しをしたい思いがあるのではないのでしょうか。都会で暮らし、仕事に就くと住んでいる自治体へ納税することになります。納税を通じ、ふるさとに貢献する仕組みづくりとして導入された「ふるさと納税」には大きな意義があると思います。第1に、納税者が寄附先を選択する制度は、選択するからこそ、その使われ方について考えるきっかけと

なり、税に対する意識が高まり、納税の大切さが自分事として捉えられる貴重な機会になります。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になれる制度であるのは、「人を育て・自然を守り・地方の環境を育む」支援にもなります。第3に、自治体が納税者に取り組みをアピールすることで、納税を呼びかけ自治体の競争が進み、選択してもらうことに相応し、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつながります。

ふるさと納税において、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築いていくことは、自治体は納税者の「志」に応えられる政策の向上、一方で、納税者は地方行政の関心や参加意識を高めることは、いわば自治体と納税者の両者がお互いに高め合い、一人一人の貢献が地方を変え、そして、よりよい未来をつくる関係構築することであり、これにより全国のさまざまな地域に活力が生まれることを期待していますが、行政はどのように考えているのか伺います。

2つ目に、町営住宅入居要件で

ある連帯保証人について、ある町民から「町営住宅に入居したいと思っても連帯保証人がいないので、連帯保証人がいなくても、入居できるようにしてほしい」と要望をいただきました。積丹町営住宅管理条例及び同施行規則では、「町長は入居決定者が規則で定める要件（高齢者であること等により連帯保証人の確保が困難であると認められる者）に該当するときには、請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるとあります。現在の免除特例の運用状況について伺います。

次に、一昨年の民法改正により、個人根保証契約に限度額の設定が必要になりました。施行は令和2年4月で、限度額の設定が必要になると、限度額の範囲内で支払いの責任を負うことになり、保証人の確保は容易になると思われますが、一方、総務省の行政評価によると、公営住宅は国土交通省において住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅の入居に困難を伴う高齢者や障害者、生活保護受給者等が保証人を確保できないことにより、公営住宅への入居

ができない例が見られたとあります。このような状況に鑑みて、国土交通省は従来事業主である自治体に示してきた公営住宅管理標準条例案のひな形を見直し、連帯保証人を必要としないこととする通知を昨年3月30日に発出しましたが、積丹町もこの通知の趣旨に沿って、積丹町営住宅管理条例及び同施行規則を改正すべきと考えますがいかがでしょうか。その改正スケジュールも含めて伺います。

### 松井町長答弁

1点目のふるさと納税についてですが、国のふる



小泊団地 (美国地区)

さと納税制度は、都市と地方公共団体がその制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度です。厳しい財政状況に直面する全国の地方公共団体にとりまして、ふるさと納税制度による寄附は、町づくりを推進する上での貴重な特定財源となることから、全国の自治体においては寄附者に対する返礼品の品数を増やしたり、返礼品割合を高めたりすることにより、ふるさと納税の確保に取り組んできています。

本町も、ふるさと納税制度の活用、推進を通じて、地元の特産品の拡大や基幹産業等の活性化に資するため、引き続き返礼品参加事業者の拡大のため、町内産業経済団体及び既存個人事業者に対し、同制度への参画の啓発に努めてまいります。また、寄附金の使途など管理の透明性を高めるとともに、寄附者への返礼品の安全、安心確保には最善の注意を図り、当町との信頼感の持続向上に努め、地域資源の特色を生かし、全国に積丹応援団、積丹ファンを増やし、通じて町財政の特定財源の確保と地域の振興に役立ててまいりたいと考えています。

2点目の町営住宅入居要件の連帯保証人についてですが、1つ目の当町の連帯保証人の免除特例の運用状況については、平成30年度末現在における公営住宅管理戸数は115戸、入居者85戸のうち、積丹町営住宅管理条例第11条第2項及び同施行規則第7条に基づき、高齢であること等の理由により連帯保証人の確保が困難であると認められる場合を適用して、連帯保証人を免除した入居者は2戸です。

2つ目の公営住宅入居者の連帯保証人制度の改正に伴う町条例、同規則の改正についてですが、ご指摘の平成30年3月30日の国土交通省住宅局住宅総合整備課長からの通知では、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについては、これまでも地方公共団体の判断に委ねられていましたが、近年の社会情勢の変化により、より配慮した取り扱いを推進する観点から、既に平成8年10月14日付旧建設省住宅局長通知で示されていた公営住宅管理標準条例案を改正して、同標準条例案で示していた保証人に関する規定を削除したものと理解をしています。

標準条例案の改正の主な理由としては、1つには、近年身寄りのない単身高齢者等が増加し、今後公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難と見込まれること。2つには、今後も公営住宅の目的に沿い、低額所得者への公営住宅の供給施策の重要性があること。3つには、改正民法との整合性の確保を図る必要があることなどであると承知しています。また、この国土交通省の公営住宅入居要件の改正の背景となりました明令令和2年4月1日施行の民法改正では、1つには、これまで連帯保証人が負担する個人債務が未確定だったため、予想外の個人責任を負うことを回避する連帯保証人を保護すること。2つには、連帯保証人に責任限度額の明確化のための極度額の設定や連帯保証人制度の廃止に伴う家賃債務保証業者等による、いわゆる機関保証の代替確保制度の創設などが民法改正の趣旨です。町としては、1つには、公営住宅は住宅を困窮する低額所得者に対して提供することを目的としており、連帯保証人を確保できないために入居できないという事態が生じないようにしていくこと。2

つには、連帯保証人は家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることから、公営住宅制度の趣旨を踏まえた観点からは、今回の制度改正の趣旨については尊重すべきであると考えながらも、一方で、当町の現状の町営住宅管理運営事業で課題となっている1つには、家賃滞納が生じた場合の個別の具体的な対策の必要性をどう考えるべきか。2つには、現滞納者の連帯保証人辞退の場合の滞納徴収対策をどう確保するか、3つには、機関保証を活用する場合の入居者の金銭的新たな負担への配慮をどう考えるべきか。4つには、入居者の行方不明時等の対応。5

つには、制度改正に伴い、現行の当町の条例では原則連帯保証人を付することになっていきますので、旧入居者と新入居者との公平性の確保をどう図るか、などの観点から考えますと、積丹町営住宅管理条例及び同規則の改正による連帯保証人制度の廃止については、慎重に検討するべきではないかと考えるところです。しかし、連帯保証人制度を存続する場合、また廃止する場合、いずれの場合も、明

年令和2年4月1日施行の改正民法と町条例との整合性を確保するための条例の改正整備が必要となるものです。従いまして、今後限られた時間の中ではありますが、当町の現状の町営住宅管理運営事業の課題の今後の対応のあり方の一環としても検討を急いでまいりたいと考えています。また、その際、北海道の道営住宅や管内市町村の対応の動向も参考にしてまいりたいと考えています。

### 再質問

ふるさと納税について、次の7点について質問します。

①ふるさと納税が行える時期は決まっていますか。②控除の上限はどうすればわかりますか。③控除されたお金はいつ戻りますか。④同じ家庭内なら誰が行っても大丈夫でしょうか。⑤受領書はいつ届きますか。⑥ふるさと納税のお礼の特産品は課税対象になりますか。⑦ふるさと納税の使途など希望したい場合、またふるさと納税ワンストップ特例制度の利用はどうすればいいですか。

また、6月に始まった新制度は、返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定されました。その

際、新制度の除外になった4町村の賛否が分かれていますが、「寄附集めの制度依存が危ぶまれる状態を招き、是正が求められるもの」と委員長(国地方係争処理委員会)は述べています。豊かな地場産品を返礼品とする道内各自治体の人気は高く、制度の活用により地場産品のPR効果があることも否定できません。とはいえ返礼品は地域に興味を持ってもらうきっかけにすぎません。本当の意味で地方分権を進めるためには、国から地方に税源と権限の移譲こそが重要と考えますが、町長の考えを伺います。

### 松井町長再答弁

再質問の7項目については、ふるさと納税担当の所管課長から答弁をさせます。

### 岩間企画課長

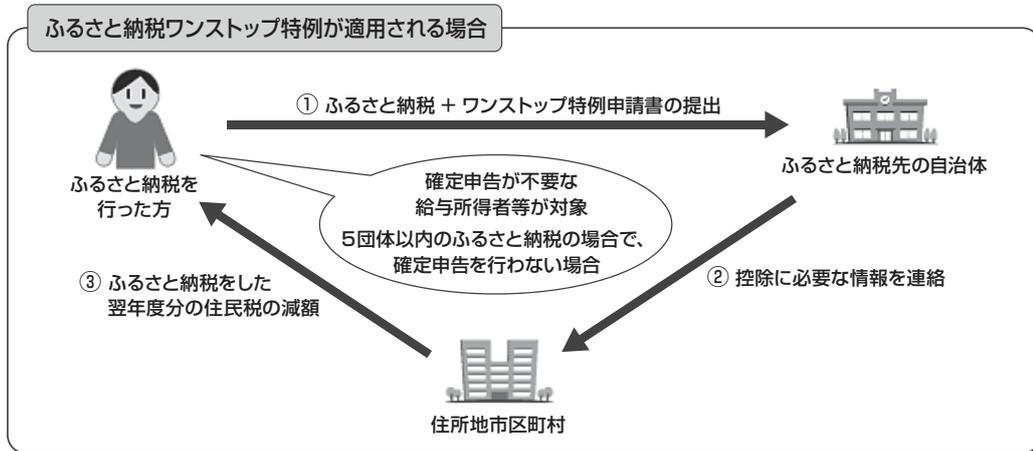
①ふるさと納税が行える時期については、基本的にはいつでもふるさと納税を行うことができます。ただし、税の軽減については1月から12月の単位となりますので、例えば本年の1月にふるさと納税を行った場合については、その年の12月までの1年が経過した後、その1

年間の所得に対する課税の中で取り扱われるということになります。

②控除の上限額については、受けられる寄附金、控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入やほかの控除などの状況によって異なります。目安としては、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるものですが、収入と家族構成など寄附金額によって異なります。

③控除されたお金はいつ戻るかですが、ふるさと納税のワンストップ特例制度の対象でない方、またふるさと納税のワンストップ特例を申請していない方につきましては、当年の1月から12月に行ったふるさと納税についての確定申告を翌年の2月から3月に行う必要があります。確定申告を行





いますとふるさと納税を行った年の所得税から控除（還付）とふるさと納税を行った翌年度の住民税からの控除（住民税の減額）が受けられます。また、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される方

（総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より）

については、確定申告を行う必要はありませんが、この場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

④ 同じ家庭内なら誰がふるさと納税を行ってもいいのかについては、あくまでも所得税や住民税を納めている方が寄附金控除を受けられることとなっており、その納税者本人がふるさと納税を行う必要があります。また、ふるさと納税を行う名義も本人である必要があります。

⑤ 受領書はいつ届くのかについては、各自治体により異なるのですが、当町におきましては、寄附をいただいてから速やかに受領書を発行しているところです。

⑥ ふるさと納税のお礼の特産品は課税対象になるのかについては、自治体によっては寄附者へのお礼として特産品を送る場合があります。その場合は一時所得に該当するところです。これはふるさと納税（寄附）が収入（特産品）を得るための支出として扱われず、寄附金控除の対象として扱われることに伴うものであり、一時所得は年

間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となっているところです。

⑦ ふるさと納税寄附金の用途などを希望したい場合、またふるさと納税ワンストップ特例制度の利用はどうすればいいのかについては、使途については、当町の場合、ふるさと納税寄附金を申し込むときに、総合計画の町づくりの5つの基本目標に沿って用途を選ぶことができるものとなっています。また、ワンストップ特例制度の利用については、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても、寄附控除が受けられる仕組みが、ふるさと納税ワンストップ制度です。特例の申請については、ふるさと納税先の自治体数5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税先の自治体に特例適用申請書を提出することが必要な手続きとなっています。

### 再々質問

町営住宅について、1つ目に、連帯保証人の確保が困難により、入居を辞退された方や入居許可を取り消された方の実態は、どのようになっているのか。

また、2つ目に、連帯保証人本人に代わり、代位弁済で家賃を支払ったケースはあったか伺います。3つ目に、現在の町営住宅の入居には、特例を除き連帯保証人が必要ですが、しかし、核家族などにより家族関係が希薄し、連帯保証人を確保できず、町営住宅の入居を辞退せざるを得ないという状況が少なからず生まれています。身寄りの少ない生活困窮者にとって深刻な問題・課題になっています。こうした状況に風穴をあけたところがあり、連帯保証人に代わる債務保証を行うことで、連帯保証人がいなくても住宅の入居が可能になったところがあります。そのような新しい仕組みにより、町営住宅も入居可能になると思っています。また、地域の活性化を図るとともに、首都圏を中心とする田舎暮らしを希望される方々の移住定住を含めた交流人口を創設する施策にも効果的ではないかと思われまます。積丹町もできるだけ早急に実施に向けた取り組みを行うようお願いいたします。住宅困窮者に提供する公営住宅であり、保証人が確保できないために入居できないことは、起きてはいけなないと思われ

ます。条例案がある以上、直ちに町条例を改正すべきではないかと思われませんが、町長の意見を伺います。

#### 上田建設課長

1点目の連帯保証人がいなくて入居できなかったケースは、ありません。

2点目の連帯保証人が弁済したケースですが、連帯保証人の父親が払ったというケースは、2件あったと記憶しています。

#### 松井町長再々答弁

私から他の2点についてお答えします。

1点目は、連帯保証人に代わる民法に基づく制度の創設についてですが、1つは、責任の限度額を明確にする極度額を設定するということ。2つは、家賃債務保証業者の機関がありますが、その機関保証によって連帯保証人に代えるという2つの制度の取り組みをする考えはあるかどうかという質問と受け止めさせていただきます。先ほどお答えしたように、来年4月1日から民法の適用を受けることとなりますので、当町の条例・規則においても、何らかの改正整備は必要となりますので、検討し

ていくべき事項になると考えています。

また、現在の高齢者等の低家賃での入居を確保するための観点から条例を改正する必要があるのではないかとということであり、国が、先ほどお答えしたとおり、国で定める公営住宅法制度の趣旨を踏まえますと今回の制度改正の趣旨は尊重しなければならぬと思っております。一方では、現在の当町の公営住宅管理運営事業における滞納、あるいはまた入居者の不明等の所在確認等々のことを考えますと、連帯保証人制度を条例から除くという改正措置をとった場合については、当町が今抱えている課題に、どのように対応するのかということも合せて検討しなければならぬと考えます。また、それらの方向性が出ましたら、議員各位に説明の機会を持ちたいと考えています。

## ◎孤独死の防止対策について

田村 雄一 議員



あるべきと考えますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

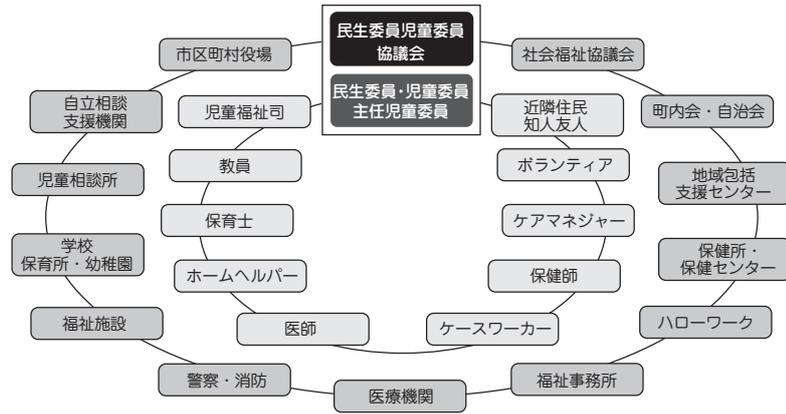
議員ご指摘の事例と同じ案件かどうかわかりませんが、私どもが把握している事例としますと、この件については極めてまれなケースだったと考えています。また、議員から「貧困が原因と思われるが」とのご指摘でしたが、町が承知している情報を総合的に勘案しますと、少なくとも法で定義している貧困者、生活困窮者であったか否かについても、個人情報を取り扱い上、お答えを差し控させていただきます。また、町長はどう思うかという点についてですが、この点については、本事案のみならず等しく人の命の尊厳性から考えれば「まことに残念です」と申し上げるしか言葉がございません。

#### 松井町長答弁

質問の事案ですが、警察機関からのその前後の情報、その他私どもが把握している情報の内容については、個人情報の取り扱いの制約上、私は慎重で

次に、今後の取り組み等についてありますが、当町については、都市部と比較しますと比較的家族、隣人や第三者など地域とのつながりや関わりは、良好と言えるのではないかと思います。しかしながら、当町の中にありましても地域とのつながりや関わりを自ら拒絶している方もおられるのが現実であります。また、そうした方々

### ■民生委員・児童委員と関係機関との連携



民生委員は地域住民の抱える悩みごとや地域で発見した課題を解決するため、行政への働きかけ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割を果たします。そのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力して地域の絆づくりを進め、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。  
(全国民生委員児童委員連合会「民生委員制度創設100周年パンフレット」より)

は、一般的にひきこもりなど共通的な生活態様であることが多く、本人の意識変革や地域などによる間接的な見守りなどの対応による改善、また改善への期待も非常に難しい状況にある場合が多く、件数は少なくても私も行政としての対応においても苦慮している実情にあります。そのような事例の多くの場合の特徴としては、本人が意識的に生活実態を隠していたり、隣近所の方も孤独死発見前後も自宅での生活実態が把握できない状況の場合が多く見られ、対人やコミュニティの積極性が極めて希薄であった方と推測され、例えば町内に住民基本台帳の住所はあるものの、当該町内においても相当長い年月にわたって不在か空き家に近い世帯として認識されていたため、町内回覧

人が意識的に生活実態を隠していたり、隣近所の方も孤独死発見前後も自宅での生活実態が把握できない状況の場合が多く見られ、対人やコミュニティの積極性が極めて希薄であった方と推測され、例えば町内に住民基本台帳の住所はあるものの、当該町内においても相当長い年月にわたって不在か空き家に近い世帯として認識されていたため、町内回覧

もされず、郵便物の形跡も認められないなど、結果として居住の実態の把握が難しかったことが発見の遅れの要因として考えられるところでは、従いまして、今後町としましては、ただいま申し上げたような過去の特別な事例、ケースであったとしても、その事例、ケースも貴重な参考事例として共有しながら、隣り近所や自治会・町内会、民生委員、関係機関、行政機関など地域全体の相互の協力により生活の状況等の把握や情報共有に努め、不測の事態の回避に町内ぐるみで一層努力していかなければならぬと考えます。

### 再質問

今の町長の説明について、事情があったのはよくわかる場所もありますが、そういう思いは、言い訳のような感じに私は聞こえました。今回の議案にあった職員の不正行為や町政報告の事案よりも、こうしてどういう状況にあれ、一人の命が落とされたことは聞きたくない言葉であり、地域社会の片隅で声なき声やため息を強く行政に訴えるのが私のステータスで、それを重きにして議員活動していますので、反省し、

そして今ここで質問しています。本当に見落としてしまった。状況は、野坂昭如さんの「火垂るの墓」ではないけれども、あの一場面を思わせるような状況で、食うに食われず、やむにやまれずだったのでしょう。駐在所では状況を把握していたと私は思うのです。初めて聞いた時は驚き、もう少し、足を聞いた時は驚き、もう少し、足を思い知らせたのではと、そう思っているのです。本当に反省しています。とても残念でならないのです。

隣町で3・4年前くらいに、同じようなことが起きています。これでは駄目という連絡があり、生活保護の手続をしたようです。その際には、周りの町民もかわいそうということで、古い家をプレゼントし、今はその家で生活してい



ると聞きました。どうしてこうならなかったのか、不寛容を極まらないではないですか。このような課題をどう考えているのか伺います。

### 松井町長再答弁

議員の思いに

ついては、私も理解できませんし、この件に携わった担当課の課長あるいは部下職員もそのような思いでいます。隣の事例から「生活保護という救済措置の適用はできなかったものか」というお話がありました。詳しいことは先程申し上げたように、差し控えなければなりません、そういうことも当然念頭に入れながら、そのような道を選ぶことについて本人にもお勧めをした経緯があります。仮に生活保護の受給は、町に決定の権限はありませんが、その適用については、基準があり、そうした面から申し上げます、町が承知している情報を総合的に勘案した場合、貧困者とみなされていいのか、否かという点についても、個人情報を取り扱い上、お答えを差し控えさせていただくというお答えを申し上げます。そのようなことから、議員がご指摘の事案と、今お

答えしている事案が仮に同じかもしれないし、同じでないかもしれないし、同じようなことで推しはかかって、ご理解いただければと思うところです。

### 再々質問

こういうことが起こ

り、例えば民生委員の方々が集まる、情報交換などをしていただろうか。私は何とかしてあげれたと思っっているから、言っっているのです。そういう情報を役場も得られないと行動ができないと思えます。駐在所では、このような状態を把握していなかったのかと私は言っっているのです。普段から駐在所と連絡を取りながら、情報交換しないと、助けられるものも、助けられないと言っっているのです。そういうことができない駐在なら不要です。捕まえることだけが仕事でなく、生命と財産を守ることが一番大事なことだと思っ。二度とあつてはならないことだから、どうか普段から駐在所に顔を出して、万が一このようにことに、気づくところがありましたら情報をもらいましょう。役場でやりにくいなら言ってください。私は幾らでも犠牲になります。そういう環

境をつくりましょう。ただそれだけです。町長、お願いします。

### 松井町長再々答弁

繰り返しに

なりますが、議員がご指摘されている事案が、私どもが把握しているケースと同じであるかどうかは別にして、仮に同じだったとしても、私どもは民生委員、あるいは地域の方々の情報、警察官の情報があつた場合には、できる限りの連携を取つて、さまざまな事態を想定しながら対応をしているつもりです。個々のそれぞれの事案に応じてどのような対応をしたのか、どういふような背景があつたのか、警察機関からの前後の情報、その他町が把握している情報の内容については、個人情報の取り扱い上、私は特に議会という公開されている場で詳しく一つ一つを申し上げることは、適切ではないのではないかと考えます。ただ、議員のこのような事案に向き合う行政の姿勢のあり方、思いについては、担当課の職員もそのようなことを念頭に置きながら、日常業務をしているところです。総合的に考えれば「非常にまれなケース」という言葉でお答えするしか言葉が見当た

らないということであり、この点も合わせてご理解いただければと思います。

## 議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

電話：44-3380



## ◎積丹町に現存する「モノ」の有効活用について

## ◎外国人観光客への対応策について

岩本 幹兒 議員



最初に、「積丹町に現存するモノの有効活用について」質問します。積丹町に現存する自然景観、建造物、食材、備品などで、まだまだ有効活用されていない「モノ」が数多くあると思います。例えば宝島のハート型、旧入舸小学校、びくに保育所に隣接する旧教員住宅、茶津海岸にある「ソーラ節鯨場音頭のふるさとしゃやたん」の石碑、婦美地区のカラマツ並木、春の山菜、小女子漁、ニシン漁全盛期の歴史的遺産等々、まだまだその有効活用によっては積

丹町の活性化につながっていくような「モノ」が数多くあると思いますが、町はそのような「モノ」をどれだけ把握され、その有効活用をどのように考え、今後、具体的に活用していく考えがあるのでしょうか。あるとしたならば、どのような施策により有効活用を図ろうとしているのでしょうか。現存する「モノ」を、魅力あるものに磨き上げ、どのようにして上手に活用していくかが積丹町に求められていることであり、生き残っていきける道ではないかと思えます。今のままでは、宝の持ち腐れ、埋もれた「モノ」になる可能性もあるのではないのでしょうか。人口減少とともに低迷している町の経済を少しでも立て直すために、現存している「モノ」に対する有効活

用の具体的な施策がありましたらお知らせください。国からの交付金・補助金などに頼るだけでなく、地方は地方でお金をかけずに何とかし、現存する「モノ」を上手く有効活用して、積丹町の魅力を発信する姿勢が問われるのではないのでしょうか。町長は、こうした現況をどのようにお考えなのでしょう。地方分権が進む現在、国から何かをされるのを待っているだけでは取り残されるだけです。地方創生はもっとスピード感を持ち取り組む必要があると思いますが町長の考えを伺います。

次に、「外国人観光客への対応策について」伺います。今年7月の美国神社例大祭は、テレビ等でそれ以前の夜の火祭り等の様子が放映され、観光客の増加が見込まれたものの、驚かされたことは、外国人観光客、しかも欧米系外国人が多かったことです。全く予想しないことが起こり得る今の時代ですが、こうした外国人観光客はどのようなルートで積丹町を訪れ、宿泊などはどうしているのだろうか、積丹町にとって経済効果がどれだけあるのだろうかなどいろいろ考えさせられました。町

で把握している調査結果がもしありましたらお知らせください。また来年の祭りには、もっと多くの方々が訪れるのではないだろうかと思っておりますが、宿泊等で満足いく対応ができるというのは、設備・言語の対応等で難しさもあると思います。美国神社例大祭ばかりでなく、今後の積丹町の施策次第で、外国人観光客は、ますます増えていく可能性が大ではなからうかと思えます。町は総合計画の中で「外国人観光客が安心して滞在できる環境づくりのため、多言語案内パンフレット、多言語メニューの作成、情報提供のさらなる強化のために外国語ホームページの充実に努めます」としていますが、その執行状況はどうなっているのでしょうか。また、よい事ばかりでなく、防犯対策も見直さなければならぬかもしれません。さらに今後はどのような施策を行うおうとしているのか町長の考えを伺います。

**松井町長答弁**

1点目の「モノ」をどれだけ把握し、どのように有効活用していくのかについてですが、考えてみますと町の総合計画

では、町づくりの基本姿勢の一つであります「地域の資源や特性をいかした町づくりの推進」を掲げています。一つの例として、積丹岳や余別岳の山々と裾野に広がる緑豊かな丘陵地と急峻な大地が海岸線に入り込み織りなす美しい自然景観、以下言葉をかいつまんで申し上げますが、2つには魚介類、3つには農産物。4つにはソーラ節や地域に残る郷土芸能や習わし。こうした「モノ」を地域資源と称して、これらの有効活用を目指すということになっています。

また、平成6年3月に策定した積丹町ふるさと総資源リスト調査の中では4つの分類をして、1つは自然。地下水、積丹竹、表層地質。2つ目の産業の分類では、磯焼け、牧草のロールバッグ。3つ目の郷土料理・生活の分類では、イベント、祭り、ごみステーション。4つの歴史文化の分類では、ソーラ

略策定に当たりましては、こうした地域資源や特性を意識しながら、1つには、町内の未利用、低利用施設等の多様な地域資源を活用した民間活力等の誘導に役立てるために「リアクト」というパンフレットを作成しています。また2つには、ニシン漁の衰退とともに進行する当町の過疎化を逆手にとり、自然に恵まれた当町への移住定住を国内外に呼びかける移住定住PR動画「超・過疎化力」の制作ですが、議員各位もご覧になったと思います。3つは、町内の産業経済団体等で構成している地域活性化協議会が当町での新たな体験観光の創出に取り組むため、代表的な観光資源のほか、隠れた観光素材を組み入れて策定した「アクトイビティガイド」を作成しています。これらを活用しながら、町としても観光協会ともども情報発信に努めているところです。

次に、現存する「モノ」を魅力あるものに磨き上げ、どうやって上手に活用していくのかについてですが、いろいろな考えもあると思いますが、私は積丹町の活性化や振興などをどう図っていくのかを考える原点だろうと思います。

言い換えれば、当町のような農山漁村の価値の再発見、あるいは視点を変えて農山漁村の価値を見出すことではないかと考えます。この点については、全国町村会の研究調査などを引用させていただきましたと、そうした共通的な視点があります。6つあるのではないかと定義されています。1つは自然の視点（豊かな自然を見る視点）、2つには景観の視点（景観の美しさからの見方）、3つには暮らし・なりわいの視点（農山漁村が生んだ知恵と技）、4つには伝統の視点（農山漁村地域の歴史が紡いだ文化）、5つには食の視点（魅力的な食）、6つには語らいの視点（それぞれ地域での楽しい会話・郷土愛を語る会話）であるとしています。その際必要なことは、たくさんあるだろうと思いますが、私は1つには「人との出会い」、もう一つは「資金との出会い」この2つの克服が現実としては、避けられない課題ではないかと考えます。1つ目の「人との出会い」についてですが、先ほどの農山漁村の価値を再発見する、あるいは視点を変えて農山漁村の価値を見出すということからすれば、町外の人たち

が当町を訪れ、見たり、関心を寄せたり、感じたりする、つまり外からの視点というものと、何げなく歴史や時代の変遷や暮らしの中で見過ごしてきた、私ども農山漁村に暮らす者、私たち町内からの視点。この「外からの視点と内からの視点」との出会いと関わりの中からの視点、ご指摘のような「モノ」の価値が発見され、また、その活用の手法が生まれるのではないかと考えます。言い換えればその活用の手法というのは、まさに農山漁村の価値の創生、地方の創生そのものだと考えるところです。

2つ目の「資金との出会い」についてですが、当然のことながらお金をかけないということを中心に考え、そして地方分権の理念でもある町づくりへの住民参加の重要性や住民の皆さんの行政依存型からの脱却、こうした意識改革の



必要性については十分認識しながらも、議員ご指摘の「モノ」の魅力の発見から磨き上げ、そして上手な活用の過程について、そうした工程を資源の掘り起こし、資源の調査研究、事業化モデル（市場性の検討や事業化に向けての方策の検討）の工程を一般的にソフト事業と言っていますが、そして、次の段階の事業化をハード事業という工程で捉えて、行政主導の施策でこれらに取り組みとした場合には、やはり複数年度に及ぶソフト事業にならざるを得ないということになります。それほど簡単ではなく、時間もかけなければならぬと思います。しかしながら、現行の国・道の財政支援制度の中では、こうしたソフト事業については、最も手薄な施策とされ、どうしても自治体の自主財源に頼らざるを得ない現状にあるのではないかと、私は常々考えています。当町の財政構造下ではどうしても自主財源、つまり一般財源の確保の余裕度に左右され、優先順位も変わってくるのが現状ではないかと考えます。当町の3つの課題の一つでもあります町の活性化と振興を考えると、最も大きな課



▲黄金岬遊歩道



▲黄金岬展望台

題であると考えます。そうした財政的な観点からは、平成27年度からの国の第1期地方創生関連交付金という資金については、当町にとりまして、先ほど申し上げた資源の掘り起こし、調査研究、事業化モデル、議員ご指摘の「モノ」の魅力の発見から磨き上げ、そして上手な活用を考えるうえで、極めて貴重な機会を得たと考えます。しかしながら、一方では国の限られた年限と毎年度の限られた時間の中で計画申請事務手続等々が求められる制約があり、そうした制約のもとで、そのための予算化

や実際に予算を執行する事業執行期間の確保と、そうした取り組みが地域密着型の計画でなければならぬという採択基準の観点からしますと、「人との出会い」と「資金との出会い」という2つの両立は、非常に難しさがあると考えています。つまり、限られた職員体制と当町では極めて経験が少ない産学官連携施策の構築には、ハード事業のハードルも非常に高く、困難性の克服についても難しさがありました。平成27年度からの第1期の地方創生交付金事業を振り返ってみますと、私を含め職員にとりましても貴重な経験の機会になったと考えているところです。

次に、地方創生はもつとスピード感を持って取り組む必要があるのではないかと、ご指摘についてですが、ご指摘のとおり人口減少のスピードと町内の経済の状況等々を考えた焦燥感は、私も同感であります。しかしながら、当町ではこれまで、さまざまな行政施策を教訓としながらもそうした危機感を直視し、またそれを乗り越え、具体化のための方策やその課題の克服には、議会や町民の皆さんとともに課題の認識の共有に努めながら、スピード感を持って取り組んでいかなければならないという思いできたつもりですが、もつとそうしたスピード感を持って取り組んでいく努力の必要性というものについては、さまざまな困難な状況下にあってもその努力を惜しんではならないことについては、ご指摘のとおりであると考えます。

2点目の外国人観光客への対応策についてですが、1つ目の町が把握している外国人の動向に関する調査の1つは、積丹観光協会が窓口で対応した外国人を統計として捉えたもので、平成30年度の合計数は705人、中国が190人、韓国が118人、台湾102人、香港92人などであり、これらの4つの地域で全体の71%を占めるという結果になっています。2つは、積丹観光振興公社の水中展望船利用客の統計として捉えたもので、平成30年度の総数は4,012人、香港1,349人、中国966人、台湾840人、韓国159人などで、これら4つの地域で全体の83%を占めており、観光協会の窓口でのデータと比較しても同じよ



国際観光化推進事業（小樽港）【積丹観光協会】

比しますと本町を訪れる外国人の地域とほぼ同様の傾向であるということが言えるのではないかと思います。

うな傾向を示しています。3つは、北海道経済部が実施する訪日外国人宿泊客数調査ですが、平成30年度の町内旅館、民宿への宿泊客数は合計で223人、香港138人、台湾43人、韓国20人、中国14人などで、4つの地域で全体の約96%を占める結果になっています。これらの結果から、本町を訪れる地域別の外国人は中国、韓国、台湾、香港など東アジア地域からの外国人が多いこと、また全道的な統計調査としても平成29年度の来道者数は279万人、このうち4地域で212万人、全体で76%という結果になっていますので、対

次に、外国人観光客の観光ルートですが、その多くは小樽市、ニセコ町、札幌市等を宿泊地として、本町には水中展望船や岬の湯しゃこたん、神威岬をはじめ3大岬の散策、またウニに代表される味覚を楽しむことを目的としたルート設定の傾向にあるようです。この交通手段としては、団体旅行客は貸し切りバス、個人旅行客はレンタカーを利用している場合が多いと旅行代理店から伺っているところとです。旅行代理店の見通しとしては、今後高速道路後志自動車道の開通と倶知安町までの延伸が予定されていますので、そうしたことを背景にしますと、さらに外国人観光客が増加していくとの推測に立っているとのことでした。

次に、経済効果に関してですが、これら外国人観光客による経済効果については、水中展望船の乗船料や岬の湯しゃこたんの入館料、あるいは神威岬での買い物、食事、特にしゃこたんブルースフトクリーム、飲食店での食事などそれぞれ

それぞれの箇所において少なからず外国人観光客による消費が発生しているのではないかと思います。当町では、これら観光消費が地域に及ぼしている経済効果、当町での効果についての調査は実施していません。しかしながら、北海道経済部による北海道観光産業経済効果調査から、交通費を除く訪日外国人来道者1人当たりの観光消費額単価で見ますと11万5,867円という数字が出ています。これに対して道民1人当たりでは9,140円、訪日来道者1人当たりでは5万6,398円で、現時点では日本人観光客と比較して観光消費額単価が非常に高い傾向を示しています。しかし、地域に及ぼす影響で比較しますと、北海道内における年間観光客数は道民による旅行回数で捉えますと述べ、4,955万人回、日本人来道者が述べ577万人回であるのに対して、訪日外国人来道者は延べ208万人回でありますから、北海道における総観光消費額では交通費を除く合計金額で道民が4,174億円、日本人来道者が3,255億円であるのに対し、訪日外国人来道者は2,411億円となっています。

これらの調査結果から考えますと外国人観光客は1人当たりの観光消費額は突出して高いものの、現時点での地域の経済に及ぼす観光消費額は依然として日本人観光客により支えられている比重が大きいと言えらると思います。

次に、総合計画における執行状況、計画の事業化の状況については、レットの作成状況については、積丹観光協会では訪日外国人観光客の増加傾向への対応策として国際観光化推進事業を実施しており、英語、中国語、韓国語などのパンフレットを作成して、新千歳空港の北海道外国人観光案内所等へ配布しているほか、国際旅行博会場での配布、あるいは平成28年度には観光協会の役員の方々が台湾を訪れ、台北国際旅行博へ参加した際にパンフレットを活用したPRをしている状況です。2つ目の多言語メニューの作成状況については、地域おこし協力隊が活動の一環として町内飲食店メニューを英訳する要望があるかどうかを聞き取りし、要望があった飲食店など延べ6事業者について実施しています。また、中国語について

は、積丹観光協会が会員の要望を取りまとめ、要望があった延べ5会員のメニューを中国語に翻訳する事業を実施しています。3つ目の外国語ホームページの充実についてですが、町の観光情報を発信する観光協会のホームページは、現在のところ英語版で公開しており、外国人観光客に対するアクセスの向上に努めている状況です。

次に、増加する外国人観光客に対する防犯対策についてですが、町内において外国人による犯罪は極めて少ないと所轄の警察署からお聞きしています。しかしながら、観光地での事例や傾向の情報を参考にしながら、今後の発生に備えた対策の構築や町民への啓発等について北海道警察など関係機関と連携して取り組んでいく必要があると考えているところです。

次に、今後どのような施策で臨もうとしているのかについてですが、北海道は、さらなる外国人観光客を呼び込むため「北海道インバウンド加速化プロジェクト」を観光施策として掲げており、平成27年度で208万人だった訪日外国人来道者数を令和2年度に500万人に増やす目標を掲げていま

す。そして、この目標の施策展開の方向性については、1つには国際的に質の高い観光地づくり、2つには旅行者の快適性・満足度向上、3つには戦略的な宣伝・誘致活動、規制緩和の検討の4つを基本としています。町としましても道央圏域の小樽市、喜茂別町、ニセコ町、倶知安町、留寿都村、赤井川村などに次ぐ観光の一翼を担っている圏域内での立地にありますので、国・北海道の目指す施策の方向性に沿って、増加している外国人観光客の町内宿泊者数を増やし、町内に滞在し、周遊して観光していただくような観光づくりと必要性についての課題の認識



旧幌武意小学校内の様子

を関係者と共有して、この対策に取り組むことが必要ではないかと考えます。その場合、そうした施策の具体化に向けては、行政の施策としてはさまざまな難しさもありますので、やはり外国人観光客との接点になる町内の民間事業者、また、それを構成する観光協会や商工会など、町内の産業経済団体も連携して主体的な役割を担い、積極的な取り組みの展開が期待されると考えています。

#### 再質問

1点目の「積丹町に現存するモノの有効活用について」、平成6年に「ふるさと総資源リスト調査」で83種類がリスト化され、平成27年には「リアクト」のパンフレットを作成して把握に努め、町長は人との出会いと資金との出会いが大事なことであり、現存する「モノ」の有効活用は「そう簡単なことではなく、時間をかけなければならぬ面もある」ということでした。町の厳しい状況では、ある程度の時間がかかることはわかりませんが、もう待たないの状況であり、このままでは、持ちこたえられない経済状況であるのではないかと思います。

それで、観光分野だけを考えると、積丹観光の最盛期でもある短い夏も終わり、今は閑散期に入りつつありますが、観光客の入り込み状況は、拠点、拠点では確かに入り込みが増加になりましたが、多くの観光関連業者から聞こえてくる言葉は、「今年の夏の観光は、高速道路が余市まで開通したのにもかかわらず、期待したほどではなかった」という声が多く、こうした状況の中で消費税がアップされ、更なる積丹の経済の冷え込みが懸念されるのではないかと思っています。そこで、観光客の増加に結びつけるためにも、身近で可能なものから早くスピード感を持って取り組んでいく姿勢が問われるのではないかと思っています。例えば、黄金岬から宝島が見える場所に愛の鐘をきちんとした形で設置し、黄金岬遊歩道をロマンチックロードとして取り組んでみる。あるいは茶津トンネル開通以前の旧道路体験徒歩コース観光に取り組んでみる。また、旧幌武意小学校に保管している中から幾つかの歴史的遺産をもっと多くの観光客が見物できる場所へ移動するなど、長期展望は長期展望

として、まずは現実をしつかりと見つめ、でき得る範囲から実行していくべきではないかと思いが、町長はどのような考えでしょうか。

次に、「外国人観光客への対応」について、外国人観光客の大部分の多くは、アジア系外国人ということですので、アメリカ系外国人という祭は、欧米系外国人が特別に目立ちました。そのような外国人観光客が多く見物に訪れることは一過性のものなのか、継続性があるものなのか、いろいろと見極めて施策を講じなければならぬと思いますが、積丹町の現状の宿泊施設状況などを考えた場合では、余り過大に期待する必要はなく、積丹町は積丹町なりに、積丹町に合った施策を考えるべきだと思います。これが大事なことだと思います。ともかくにも情報の多様化に伴い、何が起るかわからない急速に変化する時代にあつては、「スピード感を持って臨機応変に対応する体制づくり」が必要になってくるのではないかと思いが、町長はどのような考えでしょうか。

## 松井町長再答弁

1 点目の地域

資源の有効活用に関しての高速道路の効果については、今後国の機関等でも何らかの調査が行われるのではないかと思いが、町内においても、商工観光事業者や町内産業経済団体の方々が、どのような認識なのか、どのような感想なのかについては、ぜひ機会があればお聞きしてみたいと思います。また、すぐできることに取り組むべきという、黄金岬の愛の鐘のロード化、茶津トンネル旧道の活用、旧幌武意小学校の郷土資料の有効活用などのご指摘がありました。平成6年時点でもある資源ですから、大切な資源としていかなければならないと思いが、ただ、先ほど申し上げたように、お金をかけずに、これを資源にすることを町の行政主導で進めていくということになりますと、どのような活用の可能性があるのかという調査研究や地元の経済に結びつけていくための事業化モデルはどうあるべきなのかということになるわけであり、私は真剣に取り組んでいかなければならないと思いが、現状の町の財政状況からしますと、優先順位は高いと思いが、そこにはどんな財源を

投じていけるのかという課題の克服もあると思いが。

2 点目の外国人観光客に関してですが、1 点目の美国神社祭の例からは、欧米系の外国人が多い傾向とすると、当町においては、継続性の見込みがあるかの捉えの考え方は、町内の事業者や商工観光、経済団体等々においても、分析してみる必要があるのではないかと考えますので、機会を見て提案したいと思いが。2 点目の行政主導、又は民主導にしてもスピード感を持って取り組むべきについては、私も全くそのように思っています。特に行政で言えば、そうした体制づくりがどうできるのかについては、慎重に検討しなければならぬと考えます。平成27年度からの地方創生総合戦略交付金事業等を例に振り返ってみても、全体の調整は企画課で担当しながらも、個々の事業に関しては、庁内それぞれの課に属する分野が多くなるということもあり、横断的な取り組みをどう進めていくかについて、私は現状の職員数の体制や業務量等の実態から考えますと非常に苦悩するところです。しかしながら、そのようなことにめげず

に、取り組む努力は一生懸命していかねばならない時代だと思いが。私の後ろにいる管理職も全員そうした横断的な行政の取り組みの重要性、また急ぐものの中でも、さらに選択をしながら、事業化・施策の具体化に結びつけていかなければならないことの必要性・重要性は、十分理解していますので、職員ともどもその努力を続けてまいりたいと思いが。

## 再々質問

第1 問目について、

今や町経済を支える最大の柱と言っても過言ではないと思われ、積丹の観光関連産業は、夏季期間に偏りがちで、しかも最近ではウニ漁に頼りがちで、ウニ漁が終わると観光客の入り込みが急に減少する傾向にあります。このままでは先細りになることは明らかと思いが。通年観光は望ましい姿ですが、冬の観光は今の状況では、なかなか厳しいとしても、春・秋の観光は、まだまだ伸ばせる可能性はあると思いが。春・秋の観光客の増加対策を積極的に推進すべきと思いが、現在何か考えが、ありましたらお知らせください。

次に、2 問目の美国神社例大祭

について、宗教的行事、若者の町外への流出による祭りの衰退など、乗り越えなければならぬハードルは幾つかあると思いますが、先

ほども述べましたように、今後しばらくは観光客が増加する可能性が大であると思います。一つのチャンスだと思いますので、このチャンスをおいかに生かしていくのかによつては、夏の観光の更なる観光客の入り込み増加につながると思っております。単なる一神社の宗教的行事として終わらせるのか、町はいろいろと協力体制をしているのは承知していただけますけれども更にそのハードルを乗り越えて、美国神社の火祭り・岬の湯しゃこたん・宿泊の3点ツアーを企画するなど一歩前へと踏み出すのか町長の考えをお聞きます。

### 松井町長再々答弁

当町の観光のあり方において、夏型、ウニ依存型を通年観光、せめて春と秋の観光客増に結びつけるような対策の必要性については、これまででも観光協会等々としても、同じ認識を持ってきたところです。議会でこのような議論を踏まえた検討に、どのように取り組んでいくべ

きか、各団体内部や地域活性化協議会等で鋭意検討が深められるように努めてまいります。

次に、美国神社祭と外国人観光客のような今のチャンスを生かして、もつと宿泊等相乗効果を創り出すような施策を考えるべきということについてですが、私もそうあるべきと思います。しかし、その一方で、美国神社祭そのものの行事についても祭りの支え手が非常に数少なく苦慮しているという実情もある状況の中では、まさに関係人口の一例だと言える札幌大谷大学の学生が、ここ数年応援に来られていることでもありますから、そうした積丹応援団の方々の積丹町に対する期待や思いも大事にしなが、その信頼関係や継続性を真剣に考えていくことも大切ではないかと思えます。

2つのご指摘やご提言につきましては、議員各位と1度のみならず機会を得て、意見交換するようなことが非常に大切だと思えます。ぜひただいまのご指摘やご提言については、すぐに結果を見出せるというものではないと思えますが、私も努力をしてまいりたいと思えます。

## 《 議員 活動 》

### ■積丹町議会議員道外視察研修 東日本大震災の教訓を今後の議会運営(議員活動)にどう活かすか ～震災発生時の議会対応の実際と復興の進捗状況～

○研修先 宮城県東松島市議会  
○期 間 令和元年10月9日～11日(3日間)

積丹町議会は、先の東日本大震災の教訓を学び、今後の議会活動に資するため宮城県東松島市議会を訪問し、意見交換や現地視察を行いました。

#### \*\*\* 研修内容 \*\*\*

#### 被害と復興状況

震災時には、震度6強の大きな揺れと10mを超える津波に襲われ、市全体の36%が浸水し、死者(震災関連死を含む)1,109人、家屋被害1万1,077戸、公共施設被害額約669億円で、避難者は最大1万5,000人、106箇所の避難所で避難生活を余儀なくされ、その後、応急仮設住宅・みなし仮設住宅の入居により、平成23年8月31日に全避難所が閉鎖されました。

#### 震災直後の議会(議員)の対応

災害対策調査を目的に「災害対策特別委員会」を設置しましたが、現地の混乱から具体的な活動は行えず、議員は情報網が麻痺状態の中、災害対策本部が把握している被災状況を地域住民に提供するこ

## 《 議員 活動 》



東松島市議会での研修

とに徹し、住民の評判は良かった反面、要望などが伝わっていないとの批判を受けました。議会（議員）が対策本部に影響を与えずに活動するのは困難であり、災害発生時に緊急の応急対策を意見するより、混乱状況から脱した時点で要望書や意見書を取りまとめる行動をした方が良いとの助言がありました。

### 災害対策本部と議会（議員）の関係

議会は対策本部が決定する優先順位に大きな影響を与える危険性が極めて大きく、議会本来の機能ではないため、対策本部に与える議員の影響を考慮し、行政執行部

の負担や判断を鈍らせる行動を控える申し合わせをしています。

### 市議会の今後の課題

被災地域市民の移転による分散のため、被災地域選出議員の民意の議会反映方法が課題になっています。

### 現地視察

#### 〈防災集団移転促進事業〉

建築制限により住宅等の整備が困難になるため、安全な都市づくりに向けた移転促進区域の指定を行い、津波防災区域内にある移転対象世帯の宅地等を買収し、土地区画整備した高台や内陸へ集団移転する事業を実施しています。市内中心部から離れた海岸部の漁業集落等でも実施し、区画整備により、集落ごとに地域内の高台に居住移転しています。

#### 〈防災倉庫（備蓄品）〉

災害に備え、市内高台の運動公園内と各地域に配備し、特に運動公園内の中央防災倉庫は大型で、全市民の3分の2の3日分（水、食糧、毛布、発電機、簡易トイレ、作業・運搬機材他）が備蓄されて



中央防災倉庫の視察

おり、民間委託により保管、定期更新、配送管理が行われています。

### まとめ（感想）

地球温暖化の影響から各地で自然災害が頻発する中、いつ・どこで・なにが発生してもおかしくない状況であり、その被害の大きさもこれまで経験したことが無いような内容のものが多くなってきました。先の東日本大震災の大きな被害を受けて、復興に取り組んでこられた議会や議員、行政の率直な意見等を拝聴することができ、「被災による混乱や不便が続く中で、早期に住民生活を正常化する

ために優先してすべきことは何か」を考えると、大変貴重な機会となるもので、近年幸いにも大きな自然災害がないものの、当町も例外ではないと改めて気の引き締まる思いとなる研修になりました。

### ■後志町村議会議員研修会■

令和元年度後志町村議会議員研修会が8月29日、積丹町総合文化センターで開催され、後志管内19町村から議会議員・事務局職員224名が参加されました。

研修会では「議会運営の基本」について、ご講演いただきました。



全国町村議会議長会議事調査部  
参与 荒井幸弘氏

八月

29日 後志町村議会議員研修会 積丹町（山本議長・海田副議長・松尾議員・佐藤晃議員・岩本議員・笹山議員・葛西議員）

九月

19日 積丹町敬老会（山本議長・海田副議長・松尾議員・佐藤晃議員・岩本議員・笹山議員・田村議員・葛西議員・佐藤盛男議員）  
 議会運営委員会  
 20日 第3回積丹町議会定例会（第1日目）  
 24日 第3回積丹町議会定例会（第2日目）  
 25日 第3回積丹町議会定例会（第2日目）  
 議会全員協議会

十月

3日 北後志消防組合議会 第1回臨時会 余市町（山本議長）  
 〃日 北後志衛生施設組合議会 第2回臨時会 余市町（山本議長）  
 9日 議会議員道外視察研修 宮城県東松島市他  
 （山本議長・海田副議長・松尾議員・佐藤晃議員・岩本議員・田村議員） 11日まで  
 18日 高知県香美市訪問（山本議長・海田副議長） 20日まで  
 21日 北しりべし廃棄物処理広域連合議会 第2回定例会  
 小樽市（山本議長・海田副議長）  
 23日 北後志町村議会議長会研修視察 徳島県勝浦町他（山本議長）  
 25日まで

十一月

11日 北海道横断自動車に係る中央要望及び第63回町村議会議長  
 全国大会 東京都（山本議長） 13日まで  
 20日 広報編集特別委員会  
 29日 後志広域連合議会 第2回定例会 倶知安町（山本議長）

議  
会  
一  
口  
メ  
モ

事務の検査とその方法

事務の検査は、①書類及び計算書の検閲、②町村長その他の執行機関に対する報告の請求の二つの方法の何れか又は併用して行われる。例えば補助金の支給事務に問題があつて検査する場合、まず①では、補助金交付要綱、交付申請書、指令書、支出命令書、証憑書類や実績書類が考えられ、②では、町村長等に要求して提出させる補助金交付事務に関する報告書などがこれに当たる。

「検査権」は、議会に与えられた権限であることから、その行使のためには、議会がその範囲と方法を議決しなければならず、その議決によって、書類、報告書を要求された町村長はそれを提出する義務を負うことになる。但し、議員個人には検査権は与えられていないため、議員が役場に向いて個々の書類や計算書の提出を要求しても、町村長はこれに応ずる法律上の義務はないとされる。

検査の方法は、**A**本会議で行う方法、**B**常任委員会や特別委員会に付託して行い、その結果を本会議に報告させる方法があるが、通常多くとられる方法は**B**である。これは**A**の方法で行うとその活動が会期中に限定され、時間的制約を受けるだけでなく、発言も会議規則に縛られる関係上、徹底した検査は事実上不可能なためである。その点、**B**の方法で行うと書類や計算書、報告書の内容まで深く立ち入って検討することや、必要に応じて閉会中も継続して検査が可能なため、結果的に検査が徹底され、その目的を十分に達成できるからである。

(R元年9月～R元年11月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	項目	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時			
○	○	○	△	○	△	○	○	△		議会運営委員会	R元.9.20
○	○	○	○	○	○	○	○	○		第3回定例会(一日目)	R元.9.24
○	○	○	○	○	○	○	○	○		第3回定例会(二日目)	R元.9.25
○	○	○	○	○	○	○	○	○		議会全員協議会	R元.9.25
○	△	○	△	△	○	○	○	○		広報編集特別委員会	R元.11.20

# 編集後記

早いもので今年も師走を迎えますが、この秋も様々な話題が駆け巡りました。

国内開催のラグビーワールドカップでは、ワンチームを掲げて挑んだ日本代表が初のベスト8入りを果たし、天皇陛下の即位を国内外に宣言する即位礼正殿の儀や祝賀パレードが行われるなどお祝いムードが漂いました。一方で、例年に漏れず台風による豪雨災害が全国で猛威を振るい、犠牲や被害に合わせ、現在も復興の遅れから日常の生活を取り戻せない方々が大勢いることも忘れてはならない事実です。

先日、当町議会議員の行政視察研修に参加しました。東日本大震災で甚大な津波被害を受けた宮城県東松島市議会を訪問し、市内の復興状況や大型備蓄倉庫などを視察した他、被災当時の議会や議員の対応状況を教示いただきました。「市議会議員も被災者であり、通信手段や移動手段を奪われる中で、避難住民と行政との連絡役に努めることが精一杯」との副議長の説明が今も大変印象に残ります。市を離れる際の備蓄倉庫を委託管理する代表者から「被災されたら必ず備蓄品を届けるので何でも連絡してほしい」との言葉掛けには、被災を経験したからこそその強い「絆(きずな)」を感じた研修となりました。

(晃)

委員長 葛西敏夫  
副委員長 松尾大樹  
委員 海田一時  
佐藤晃  
岩本幹兒

津波の脅威や教訓を伝える「震災遺構荒浜小学校」見学の様子(仙台市)